

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第十六条関係）

改正案	現行
<p>（投資信託委託業者の利害関係人等の範囲）</p> <p>第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>イ 次に掲げる者が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権（株式会社にあっては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号（2）及び（4）から（6）までを除く。）において同じ。）の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること（1）に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。</p>	<p>（投資信託委託業者の利害関係人等の範囲）</p> <p>第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>イ 次に掲げる者が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式（議決権のあるものに限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）の数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の額の合計が、当該投資信託委託業者の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること（1）に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。</p>

(1) (略)

(2) 当該者が法人その他の団体（以下この条及び第四十七条において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）及び主要株主（総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。（4）から（6）まで及び第二号並びに第四十七条第一号イ（5）及び第二号において同じ。）をいう。（4）から（6）まで及び第二号並びに第四十七条第一号イ（5）及び第二号において同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）

(3) (略)

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）

(1) (略)

(2) 当該者が法人その他の団体（以下この条及び第四十七条において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）

(3) (略)

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）

）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）及びその役員

ロ（略）

二 投資信託委託業者によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)～(4)（略）

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6)（略）

。及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）及びその役員

ロ（略）

二 投資信託委託業者によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1)～(4)（略）

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6)（略）

ロ (略)

三〇五 (略)

(法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利)

第二十四條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二百二十三條第一項において準用する商法第二百八十條ノ十
 - 五 第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めるもの
- 二・三 (略)

(受益証券の買取りに関する読替え)

第三十一條 法第三十條の二第二項の規定において受益証券の買取りについて商法第二百四十五條ノ三第一項及び第三項から第六項まで及び第二百四十五條ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五條ノ三第三項	(略)	(略)

ロ (略)

三〇五 (略)

(法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利)

第二十四條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二百二十三條第一項において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十條ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めるもの
- 二・三 (略)

(受益証券の買取りに関する読替え)

第三十一條 法第三十條の二第二項の規定において受益証券の買取りについて商法第二百四十五條ノ三及び第二百四十五條ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五條ノ三第二項	(略)	(略)

2 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて
 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十六条第一項
 及び第三百二十二条ノ六の規定を準用する場合におけるこれらの規定
 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第二百四十五条ノ 三第四項		第二百四十五条ノ 三第五項		第二百四十五条ノ 三第六項	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて
 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十六条第一項
 及び第三百二十二条ノ六の規定を準用する場合におけるこれらの規定
 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第二百四十五条ノ 三第三項		第二百四十五条ノ 三第四項		第二百四十五条ノ 三第五項	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

読み替える非訟事件手続法の規定	第二百二十六条第一項
読み替えられる字句	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三条第四項、第七十七条、第二百四十一条第一項、第二百二十条第二項、第二百三十七條第三項、第二百四十五条ノ三第四項、第二百四十六条第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第六項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及び第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第百五十三
読み替える字句	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十五条ノ三第四項
読み替える非訟事件手続法の規定	第二百二十六条第一項
読み替えられる字句	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三条第四項、第七十七条、第二百四十一条第一項、第二百二十条第二項、第二百三十七條第二項、第二百四十五条ノ三第三項、第二百四十六条第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及び第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第百五十三
読み替える字句	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十五条ノ三第三項

条第二項、第七十三
条第一項、第八
十一条第一項、第
百三十七條ノ二、第
二百六十條ノ四第六
項、第二百八十條ノ
八第一項、第二百九
十一条第二項、第
百九十三條ノ八第一
項及び第二百九十四
條、有限会社法（昭
和十三年法律第七
十号）第八條第一項
但書、第十二條ノ二
第一項、第二十八條
ノ二第一項、第四
十條ノ三、第四十五
條及び第五十二條ノ
三第一項並ニ株券等
の保管及び振替に關
する法律（昭和五十
九年法律第三十号）
第三十二條第八項

条第二項、第七十三
条第一項、第八
十一条第一項、第
百三十七條ノ二、第
二百六十條ノ四第四
項、第二百八十條ノ
八第一項、第二百九
十一条第二項、第
百九十三條ノ八第一
項及び第二百九十四
條、有限会社法（昭
和十三年法律第七
十号）第八條第一項
但書、第十二條ノ二
第一項、第二十八條
ノ二第一項、第四
十條ノ三、第四十五
條及び第五十二條ノ
三第一項並ニ株券等
の保管及び振替に關
する法律（昭和五十
九年法律第三十号）
第三十二條第七項

	<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>商法第二百四十五条ノ三第四項(同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第四項</p>	
	<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項(同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>	

(略)	(略)	含ム)
(略)	同法第二百四十五条ノ三第四項	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第四項

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等（資産保管会社の総株主の議決権（法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号イ（5）を除く。）において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一〜四 (略)

（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え）

(略)	(略)	含ム)
(略)	同法第二百四十五条ノ三第三項	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等（資産保管会社の過半数の株式を所有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一〜四 (略)

（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え）

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百六十七條第三項及び第四項	会社 株主	投資法人 投資主
第二百六十七條第六項	株主	投資主
(略)	(略)	(略)

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百六十七條第二項及び第三項	会社 株主	投資法人 投資主
第二百六十七條第五項	株主	投資主
(略)	(略)	(略)

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該信託会社等の株式に係る議決権の数の合計が、当該信託会社等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)～(4) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (略)

ロ (略)

二 信託会社等によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該信託会社等の株式の数の合計が、当該信託会社等の発行済株式の総数の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)～(4) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (略)

ロ (略)

二 信託会社等によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行

等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること(1)の者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができ、又はその行使について当該信託会社等に指図することのできるものに限る。)を含まないものとする。)

(1)～(4) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (略)

ロ (略)

三・四 (略)

(最低純資産額)

第五十五条 法第六十七条第六項に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(設立の際の投資口の申込み等に関する読替え)

第五十八条 法第七十一条第六項において設立企画人について商法第七十五条第四項から第八項まで及び第七十九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること(1)の者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができ、又はその行使について当該信託会社等に指図することのできるものに限る。)を含まないものとする。)

(1)～(4) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (略)

ロ (略)

三・四 (略)

(最低純資産額)

第五十五条 法第六十七条第四項に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(設立の際の投資口の申込み等に関する読替え)

第五十八条 法第七十一条第六項において設立企画人について商法第七十五条第四項及び第七十九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	項 第七十五條第八	項 第七十五條第七		項 第七十五條第六	項及び第五項 第七十五條第四		規定 読み替える商法の
(略)	株式申込証	株式申込人	株式申込証	株式申込証	株式申込人	株式申込証	読み替えられる字句
(略)	投資口申込証	投資口ノ申込ヲ為サ ントスル者	投資口申込証	投資口申込証	投資口ノ申込ヲ為サ ントスル者	投資口申込証	読み替える字句

(略)	(新設)	(新設)		(新設)	項 第七十五條第四	規定 読み替える商法の
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	株式申込証	読み替えられる字句
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	投資口申込証	読み替える字句

(設立の際の投資口申込証の用紙の交付に係る電磁的方法)

第五十八条の二 設立企画人は、法第七十一条第六項において準用する商法第七十五条第五項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資口の申込みをしようとする者に対し、その用いる電磁的方法（法第九十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た設立企画人は、当該投資口の申込みをしようとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資口の申込みをしようとする者に対し、法第七十一条第六項において準用する商法第七十五条第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資口の申込みをしようとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(設立の際の投資口申込証の作成に係る電磁的記録)

第五十八条の三 投資口の申込みをしようとする者は、法第七十一条第六項において準用する商法第七十五条第七項の規定により同項に規定する電磁的記録（法第六十七条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）による投資口申込証の作成をしようとする

(新設)

(新設)

(新設)

きは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該設立企画人に対し、その用いる電磁的記録の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た投資口の申込みをしようとする者は、当該設立企画人から書面又は電磁的方法により電磁的記録による投資口申込証の作成を拒む旨の申出があつたときは、法第七十一条第六項において準用する商法第七十五条第七項に規定する電磁的記録による投資口申込証の作成をしてはならない。ただし、当該設立企画人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(投資法人の設立等に関する読替え)

第五十九条 法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立総会について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百八十条第二項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者

(新設)

(投資法人の設立等に関する読替え)

第五十九条 法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立総会について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百八十条第二項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者

四第一項 第二百三十七條ノ	第二百三十七條ノ 三第三項において 準用する第二百四 条ノ二第三項	第二百三十七條ノ ノ属スル營業年度ノ 決算期ニ関スル定時 總會ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ	株主	取締役及監査役	第二百三十三條 定款	第二百三十二條第 一項 各株主	第八十七條第一 項 定款	議決権ノ総数
								投資口ノ総数
規約	ヨリ一年間ハ	執行役員及監督役員	投資口ノ引受ヲ為シ タル者	規約	各投資口ノ引受ヲ為 シタル者	規約	投資口ノ総数	

四第一項 第二百三十七條ノ	(新設)	(新設)	株主	取締役及監査役	第二百三十三條 定款	第二百三十二條第 一項 各株主	第八十七條第一 項 定款	議決権ノ総数
								投資口ノ総数
規約	(新設)	執行役員及監督役員	投資口ノ引受ヲ為シ タル者	規約	各投資口ノ引受ヲ為 シタル者	規約	投資口ノ総数	

第二百三十八条	取締役ノ提出シタル書類及監査役ノ報告書	執行役員ノ提出シタル報告書
第二百三十九条第 六項	取締役	執行役員
第二百三十九条第 七項	株主	投資主
第二百四十四条第 四項において準用 する第三十三条ノ 二	法務省令	内閣府令
第二百四十四条第 五項	取締役	執行役員
第二百四十四条第 六項	子会社ノ	子法人（投資信託及 び投資法人に関する 法律第八十一条第一 項ニ規定スル子法人

第二百三十八条	取締役ノ提出シタル書類及監査役ノ報告書	執行役員ノ提出シタル報告書
第二百三十九条第 五項	取締役	執行役員
第二百三十九条第 六項	株主	投資主
(新設)	(新設)	(新設)
第二百四十四条第 三項	取締役	執行役員
第二百四十四条第 四項	子会社ノ	子法人（投資信託及 び投資法人に関する 法律第八十一条第一 項ニ規定スル子法人

		<p>第二百四十四条第六項において準用する第二百六十三條第六項</p>		<p>第二百四十四条第六項において準用する第二百六十三條第三項</p>			
裁判所	株主	親会社	親会社	株主	株主	掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ）	掲グルモノ
金融庁長官	投資主	投資主	親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ）	投資主	投資主		ヲ謂フ）ノ
				内閣府令			

		<p>第二百四十四条第四項において準用する第二百六十三條第四項</p>		<p>第二百四十四条第四項において準用する第二百六十三條第二項</p>			
裁判所	株主	親会社	親会社	株主	株主	書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類）	書類
金融庁長官	投資主	投資主	親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ）	投資主	投資主		ヲ謂フ）ノ

第二百五十一条	第二百四十九条第一項	株主	株主ガ	定款	株主、取締役又ハ監査役	請求（子会社ガ有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第二十八條第一項ノ定款又ハ社員名簿ニ係ル請求）
規約	執行役員及監督役員	投資主	投資口ノ引受ヲ為シタル者ガ	規約	投資口ノ引受ヲ為シタル者、投資主、執行役員又ハ監督役員	請求

第二百五十一条	第二百四十九条第一項	株主	株主ガ	定款	株主、取締役又ハ監査役	
規約	執行役員及監督役員	投資主	投資口ノ引受ヲ為シタル者ガ	規約	投資口ノ引受ヲ為シタル者、投資主、執行役員又ハ監督役員	

2 法第七十三条第四項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
五項	第二百三十九条第 五項	総会	創立総会
四第二項において 準用する第二百四 条ノ二第三項	株主総会 ノ属スル営業年度ノ 決算期ニ関スル定時 総会ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ	創立総会	ヨリ一年間ハ
第二百三十九条ノ 四第三項	株式	投資口	投資口
第二百四十一条第 一項	一株	投資口一口	投資口一口

2 法第七十三条第四項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
四項	第二百三十九条第 四項	総会	創立総会
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第二百三十九条ノ 二第二項	株式	投資口	投資口
第二百四十一条第 一項	一株	投資口一口	投資口一口

〔創立總會において執行役員及び監督役員の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法及びその規定の準用〕

第五十九条の二 投資口の引受けをした者は、法第七十三条第四項において準用する商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た投資口の引受けをした者は、当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資法人に対し、法第七十三条第四項において準用する商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該投資法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第七十三条第四項において商法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔創立総会における電磁的方法による議決権の行使等に係る電磁的方法の規定の準用〕

第五十九条の三 第六十六条の三の規定は、法第七十三条第四項において法第九十二条の二第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十六条の三中「投資主」とあるのは、「投資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。

2 第六十六条の四の規定は、法第七十三条第四項において法第九十二条の二第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十六条の四中「投資主」とあるのは、「投資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。

（設立企画人に関する読替え）

第六十条 法第七十五条の規定において設立企画人について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十六条にお	(略)	(略)	(略)

（新設）

（新設）

（設立企画人に関する読替え）

第六十条 法第七十五条の規定において設立企画人について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十六条にお	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略)

2 (略)

(設立企画人の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第六十条の二 第五十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第七十五条において商法第九十六条において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(投資主名簿に関する読替え)

第六十二条 法第八十二条第三項の規定において投資主名簿について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

規定	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二二十四条第一項	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略)

2 (略)

(新設)

(投資主名簿に関する読替え)

第六十二条 法第八十二条第二項の規定において投資主名簿について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

規定	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二二十四条第一項	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二百二十四条第二項	株主	投資主	(略)	(略)
第二百二十四条第四項	株式申込人、株式引受人、質権者又ハ端株主	投資口ノ申込ヲ為サントスル者、投資口ノ引受ヲ為シタル者、又ハ質権者	投資口ノ申込ヲ為サントスル者、投資口ノ引受ヲ為シタル者、又ハ質権者	(略)

(投資主に対する通知又は催告に係る電磁的方法及びその規定の準用)

第六十二条の二 投資法人は、法第八十二条第三項において準用する商法第二百二十四条第二項の規定により同項に規定する通知又は催告をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を明示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)
第二百二十四条第三項	株式申込人、株式引受人、質権者又ハ端株主	投資口ノ申込ヲ為シタル者、投資口ノ引受ヲ為シタル者、又ハ質権者	投資口ノ申込ヲ為シタル者、投資口ノ引受ヲ為シタル者、又ハ質権者	(略)

(新設)

2 前項の規定による承諾を得た投資法人は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知又は催告を受けない旨の申出があつたときは、当該投資主に対し、法第八十二条第三項において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

3 前二項の規定は、法第八十二条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「投資主」とあるのは、「投資口の申出をしようとする者、投資口の引受けをした者又は質権者」と読み替えるものとする。

(新設)

(投資主総会の招集に係る電磁的方法)

第六十五条の二 監督役員は、法第九十条第三項の規定により同項に

(新設)

規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該執行役員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た監督役員は、当該執行役員から書面

(新設)

又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該執行役員に対し、法第九十条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該執行役員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない

(投資主総会の招集に係る電磁的方法)

第六十五条の三 投資主総会を招集する者は、法第九十一条第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た投資主総会を招集する者は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けたい旨の申出があつたときは、当該投資主に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(書面による議決権の行使に関する読替え)

第六十六条 法第九十二条第四項の規定において同条第二項の規定により提出された書面について商法第二百三十九条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

(新設)

(新設)

(書面による議決権の行使に関する読替え)

第六十六条 法第九十二条第四項の規定において同条第二項の規定により提出された書面について商法第二百三十九条第五項及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第二百三十九条第一 六項	取締役	執行役員
-----------------	-----	------

(投資主総会における電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である事項の提供に係る電磁的方法)

第六十六条の二 投資法人は、法第九十二条の二第五項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た投資法人は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資主に対し、法第九十二条の二第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(投資主総会における議決権の行使に係る電磁的方法)

第六十六条の三 投資主は、法第九十二条の二第六項の規定により同

第二百三十九条第 五項	取締役	執行役員
第二百三十九条第 六項	株主	投資主

(新設)

(新設)

(新設)

項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た投資主は、当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資法人に対し、法第九十二条の二第六項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法による議決権の行使に関する読替え)

第六十六条の四 法第九十二条の二第九項の規定において同条第六項の規定により提出された事項が記録された電磁的記録について商法第二百三十九条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二百三十九条第六項	取締役	執行役員

(新設)

(新設)

(投資主総会に関する読替え)
 第六十七条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について
 商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において
 準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のと
 おりとする。

読み替える商法の 規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第二百三十二条ノ 二第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二百三十二条ノ 二第三項において 準用する第二百四 条ノ二第二項	会社	投資法人	(略)	(略)	(略)

(投資主総会に関する読替え)
 第六十七条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について
 商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において
 準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のと
 おりとする。

読み替える商法の 規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第二百三十二条ノ 二第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)

三 第二百三十七条ノ	(略)	(略)	第二百三十二条ノ 二第三項において 準用する第二百四 条ノ二第三項	(略)	株主	会社	会社	ノ属スル營業年度ノ 決算期ニ関スル定時 總會ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ	投資法人	ヨリ一年間ハ	(略)	投資法人
三 第二百三十七条ノ	(略)	(略)	第二百三十七條第 四項	(略)	株主	会社	会社	ノ属スル營業年度ノ 決算期ニ関スル定時 總會ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ	投資法人	ヨリ一年間ハ	(略)	投資法人

三 第二百三十七条ノ	(略)	(略)	第二百三十七條第 三項	(略)	株主	会社	会社	(新設)	投資法人	ヨリ一年間ハ	(略)	投資法人
三 第二百三十七条ノ	(略)	(略)	第二百三十七條第 三項	(略)	株主	会社	会社	(新設)	投資法人	ヨリ一年間ハ	(略)	投資法人

<p>第二百三十七条ノ 三第三項において 準用する第二百四 条ノ二第二項</p>	<p>第二百三十七条ノ 三第三項において 準用する第二百四 条ノ二第三項</p>	<p>(略)</p> <p>第二百三十九条第 二項及び第五項</p> <p>第二百三十九条第 三項において準用 する第二百四条ノ 二第三項</p>	<p>会社</p>	<p>会社</p> <p>ノ属スル營業年度ノ 決算期ニ関スル定時 總會ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ</p>	<p>(略)</p> <p>株主</p> <p>会社</p> <p>ノ属スル營業年度ノ 決算期ニ関スル定時 總會ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ</p>	<p>投資法人</p>	<p>投資法人</p> <p>ヨリ一年間ハ</p>	<p>(略)</p> <p>投資主</p> <p>投資法人</p> <p>ヨリ一年間ハ</p>
--	--	---	-----------	--	---	-------------	---------------------------	---

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>第二百三十九条第 二項及び第四項</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>株主</p> <p>会社</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>投資主</p> <p>投資法人</p> <p>(新設)</p>
-------------	-------------	--	-------------	-------------------------	--	-------------	-------------------------	---

	第二百三十九条ノ 四第三項			第二百三十九条ノ 四第二項において 準用する第二百四 条ノ二第三項		第二百三十九条ノ 四第一項	第二百三十九条第 七項	第二百三十九条第 六項
会社	株式	株主		ノ属スル営業年度ノ 決算期ニ関スル定時 総会ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ	会社	株主	株主	取締役
投資法人	投資口	投資主		ヨリ一年間ハ	投資法人	投資主	投資主	執行役員

	第二百三十九条ノ 二第二項			(新設)		第二百三十九条ノ 二第一項	第二百三十九条第 六項	第二百三十九条第 五項
会社	株式	株主		(新設)	会社	株主	株主	取締役
投資法人	投資口	投資主		(新設)	投資法人	投資主	投資主	執行役員

第六項において準用 第二百四十四条第 六項	株主及会社	掲グルモノ （子会社 ガ有限会社ナルトキ ハ有限会社法第四十 一条ニ於テ準用スル 同項ニ掲グルモノ）	子会社ノ	取締役	法務省令	（略）	（略）
							（略）
第六項において準用	投資主及投資法人	掲グルモノ	子法人ノ	執行役員	内閣府令	（略）	（略）
							（略）

第四項において準用 第二百四十四条第 四項	株主及会社	掲グルモノ （子会社ガ有限 会社ナルトキハ有限 会社法第四十一条ニ 於テ準用スル同項ニ 掲グル書類）	子会社ノ	取締役	（新設）	（略）	（略）
							（略）
第四項において準用	投資主及投資法人	書類	子法人ノ	執行役員	（新設）	（略）	（略）
							（略）

						する第二百六十三 条第三項	法務省令	内閣府令
(略)						第二百四十四条第 六項において準用 する第二百六十三 条第六項	親会社 株主 裁判所	親法人 投資主 金融庁長官
(略)					請求(子会社が有限 会社ナル場合ニ於テ ハ有有限会社法第二十 八条第一項ノ定款又 ハ社員名簿ニ係ル請 求)			請求

(投資主の提案等に係る電磁的方法の規定の準用)

第六十七条の二 第五十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第九
十四条第一項において商法第二百三十二条ノ二第三項、第二百三十

						する第二百六十三 条第二項		
(略)						第二百四十四条第 四項において準用 する第二百六十三 条第四項	親会社 株主 裁判所	親法人 投資主 金融庁長官
(略)								

(新設)

七条第二項、第二百三十七条ノ三第三項及び第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

1 (投資主総会における代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法)

第六十七条の三 投資主又はその代理人は、法第九十四条第一項において準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た投資主又はその代理人は、当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該投資法人に対し、法第九十四条第一項において準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(執行役員に関する読替え)

(新設)

(新設)

(執行役員に関する読替え)

第六十八条 法第九十九条第一項の規定において執行役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

				読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)					
	(略)					
	(略)					
第二項	第二百六十三條第一項第三号	名義書換代理人ヲ置キタル場合	名義書換事務受託者 (投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第二項二規定スル名義書換事務受託者ヲ謂フ)ノ営業所ガ投資法人ノ本店ト異ナル場合	投資主及投資法人ノ債権者	株主、会社ノ債権者、端株主及新株予約権ヲ有スル者	投資主及投資法人ノ債権者

第六十八条 法第九十九条第一項の規定において執行役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

				読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)					
	(略)					
	(略)					
第二項	第二百六十三條第一項	株主名簿若ハ社債原簿若ハ其ノ複本又ハ端株原簿	投資主名簿若ハ投資法人債原簿又ハ其ノ複本	投資主及投資法人	株主及会社	投資主及投資法人

			第二百六十三條第 三項				
株主	株主及会社	株主名簿、新株予約 権原簿、社債原簿若 ハ端株原簿	第二百六十三條第 三項第二号	株主名簿、新株予約 権原簿、社債原簿若 ハ端株原簿	株主名簿、新株予約 権原簿、社債原簿若 ハ端株原簿	株主及会社	会社
投資主	投資主及投資法人	投資主名簿及投資法 人債原簿		投資主名簿及投資法 人債原簿	投資主名簿及投資法 人債原簿	投資主及投資法人	投資法人
株主	親会社	株主名簿、新株予約 権原簿若ハ社債原簿		株主名簿、新株予約 権原簿若ハ社債原簿	株主名簿、新株予約 権原簿若ハ社債原簿	親会社	親会社
投資主	親会社	親会社	第二百六十三條第 六項	親会社	親会社	親会社	親会社
投資主	投資主	投資主		投資主	投資主	投資主	投資主
子会社ニ スル子法人ヲ謂フ	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）		子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）

株主	親会社	親会社	第二百六十三條第 四項	親会社	親会社	親会社	親会社
投資主	投資主	投資主		投資主	投資主	投資主	投資主
子会社ノ スル子法人ヲ謂フ	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）		子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定 スル子法人ヲ謂フ）

		請求（子会社ガ有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第二十八條第一項ノ定款又ハ社員名簿ニ係ル請求）	請求
			二

2
(略)

(役員会の招集の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第六十九條の二 第六十五條の二の規定は、法第六六條第四項において法第九十條第三項の規定を準用する場合について準用する。

(役員会に関する読替え)

第七十條 法第八八條第一項の規定において役員会について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

		書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第二十八條第一項ニ掲グル書類）	書類
			ノ

2
(略)

(新設)

(役員会に関する読替え)

第七十條 法第八八條第一項の規定において役員会について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

	第二百五十九条ノ二	各取締役及各監査役	各執行役員及各監督役員
	第二百五十九条ノ三	取締役及監査役	執行役員及監督役員
第一項	第二百六十条ノ二	定款	規約
第三項	第二百六十条ノ四	取締役及監査役	執行役員及監督役員
第二百六十条ノ四 第四項において準 用する第三十三 条ノ二	法務省令		内閣府令
第五項 第二百六十条ノ四	取締役		執行役員

	第二百五十九条ノ二	各取締役及各監査役	各執行役員及各監督役員
	第二百五十九条ノ三	取締役及監査役	執行役員及監督役員
第一項	第二百六十条ノ二	定款	規約
第二項	第二百六十条ノ四	取締役及監査役	執行役員及監督役員
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第三項 第二百六十条ノ四	取締役		執行役員

第二百六十条ノ四 第六項		会社ノ債権者	投資法人ノ債権者
会社ノ本店	取締役又ハ監査役員	執行役員又ハ監督役員	投資法人ノ本店

(執行役員及び監督役員に関する読替え)
第七十一条 (略)

2 法第九十条の規定において法第九十一条の規定による執行役員又は監督役員の見任について商法第九十一条の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の見任を
含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百六十七條第一項			読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
会社	株主	株式			投資法人
					投資主
					投資口

第二百六十条ノ四 第四項		会社ノ債権者	投資法人ノ債権者
	取締役又ハ監査役員	執行役員又ハ監督役員	

(執行役員及び監督役員に関する読替え)
第七十一条 (略)

2 法第九十条の規定において法第九十一条の規定による執行役員又は監督役員の見任について商法第九十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百六十七條第一項			読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
会社	株主	株式			投資法人
					投資主
					投資口

第二百六十七條第 二項において準用 する第二百四條ノ 二第三項	株主總會		投資主總會
	ノ属スル營業年度ノ 決算期ニ関スル定時 總會ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ	ヨリ一年間ハ	
第二百六十七條第 三項及び第四項	会社	投資法人	
第二百六十七條第 六項	株主	投資主	投資主

3・4 (略)

(執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

第七十一条の二 第五十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第一百十條第一項及び第百十三條第一項において商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二第一項及

第二百六十七條第 五項	(新設)		(新設)
	株主	投資主	投資主
第二百六十七條第 二項及び第三項	会社	投資法人	
第二百六十七條第 五項	株主	投資主	投資主

3・4 (略)

(新設)

「第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。」

(一般事務受託者に関する読替え)

第七十二条 法第百十三条第三項の規定において同条第一項及び第二項の規定による一般事務受託者の責任について商法第二百六十七條の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定 読み替える商法の 規定	第二項 第二百六十七條第 一項			読み替えられる字句	読み替える字句
	株式	株主	会社		
	投資口	投資主	投資法人		
	株主総会	株主総会	投資主総会		
	ノ属スル營業年度ノ 決算期ニ関スル定時 第二項			ヨリ一年間ハ	

(一般事務受託者に関する読替え)

第七十二条 法第百十三条第三項の規定において同条第一項及び第二項の規定による一般事務受託者の責任について商法第二百六十七條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定 読み替える商法の 規定	第二項 第二百六十七條第 一項			読み替えられる字句	読み替える字句
	株式	株主	会社		
	投資口	投資主	投資法人		
	(新設)	(新設)	(新設)		
	(新設)			(新設)	

	第二百六十七條第 三項及び第四項		総会ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ
第二百六十七條第 六項	株主	株主	投資法人
	投資主	投資主	

2
(略)

読み替える株式会社 社の監査等に関す る商法の特例に関 する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
--	-----------	---------

(会計監査人に関する読替え)
第七十三條 法第百十九條の規定において投資法人の会計監査人につ
いて株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十
九年法律第二十二号)の規定を準用する場合における同法の規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	第二百六十七條第 二項及び第三項		
第二百六十七條第 五項	株主	株主	投資法人
	投資主	投資主	

2
(略)

読み替える株式会 社の監査等に関す る商法の特例に関 する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---	-----------	---------

(会計監査人に関する読替え)
第七十三條 法第百十九條の規定において投資法人の会計監査人につ
いて株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十
九年法律第二十二号)の規定を準用する場合における同法の規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	第七條第一項			第六條の四第一項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	法務省令	電磁的記録(商法第三十三條ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。)	定款	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	内閣府令	電磁的記録	規約	(略)	(略)

2 法第百二十三條第一項の規定において執行役員について商法第百第七十四條 (略)

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え)

(略)	(略)	(新設)			第六條の四第一項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	定款	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	規約	(略)	(略)

2 法第百二十三條第一項の規定において執行役員について商法第百第七十四條 (略)

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え)

七十五条第四項から第八項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

規定	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十五条第四項及び第五項	株式申込証	株式申込人	投資口申込証 投資口ノ申込ヲ為サントスル者
第七十五条第六項	株式申込証	株式申込証	投資口申込証
第七十五条第七項	株式申込証	株式申込人	投資口申込証 投資口ノ申込ヲ為サントスル者
第七十五条第八項	株式申込証	株式申込証	投資口申込証

3
(略)

七十五条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

規定	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十五条第四項	株式申込証	株式申込証	投資口申込証
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

3
(略)

4 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第一項	株式 株主	投資口 投資主	投資口 投資主
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第二項において準用する第二	株主總會 ノ属スル營業年度ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ニ至ル迄	投資主總會 ヨリ一年間ハ	

4 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第一項	株式 株主	投資口 投資主	投資口 投資主
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

百四条ノ二第三項	ノ間ハ	
第二百八十条ノ十 一第二項において 準用する第二百六 十七条第三項、第 四項及び第六項、 第二百六十八條第 二項及び第三項、 第二百六十八條ノ 二並びに第二百六 十八條ノ三第一項	株主	投資主
(略)	(略)	(略)

5 (略)

(追加発行の際の投資口申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規
 定の準用)

第七十四条の二 第五十八条の二の規定は、法第二百二十三条第一項に
 おいて商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用
 する。この場合において、第五十八条の二中「設立企画人」とある
 のは、「執行役員」と読み替えるものとする。

第二百八十条ノ十 一第二項において 準用する第二百六 十七条第二項、第 三項及び第五項、 第二百六十八條第 二項及び第三項、 第二百六十八條ノ 二並びに第二百六 十八條ノ三第一項	株主	投資主
(略)	(略)	(略)

5 (略)

(新設)

(追加発行の際の投資口申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

第七十四条の三 第五十八条の三の規定は、法第二百三十三条第一項において商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十八条の三中「設立企画人」とあるのは、「執行役員」と読み替えるものとする。

(新設)

(不正な価額で投資口を引き受けた者に対する支払いを求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第七十四条の四 第五十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第二百三十三条第一項において商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(新設)

(払戻しの請求に係る電磁的方法)

第七十五条の二 投資主は、法第二百二十四条第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(新設)

2 前項の規定による承諾を得た投資主は、当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資法人に対し、法第二百二十四条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)
 第七十六条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の支払を求める訴えについて商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百六十七条第 一項	第二百六十七条第 一項			読み替える商法の 規定
	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
株主総会	(略)	(略)	(略)	読み替える字句
投資主総会	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

(新設)

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)
 第七十六条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の支払を求める訴えについて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)	第二百六十七条第 一項			読み替える商法の 規定
	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
(新設)	(略)	(略)	(略)	読み替える字句
(新設)	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

(略)	二項において準用する第二百四条ノ二三項			ノ属スル営業年度ノ 決算期ニ関スル定時 総会ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ	ヨリ一年間ハ
	第二百六十七条第 三項及び第四項			会社	投資法人
	株主			株主	投資主
	第二百六十七条第 六項			株主	投資主

(不公正な価額により払戻しを受けた者に対する支払いを求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第七十六条の二 第五十九条の二第一項及び第二項の規定は、法百二十七条第二項において商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二第一項及び第二項中「投資口

(略)	第二百六十七条第 二項及び第三項			(新設)	(新設)
	株主			会社	投資法人
	株主			株主	投資主
	第五項			株主	投資主

(新設)

の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(計算書類の承認の通知に係る電磁的方法)

第七十六条の三 執行役員は、法第三十一条第三項の規定により同項に規定する通知をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た執行役員は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該投資主に対し、法第三十一条第三項に規定する通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(計算書類等の閲覧等に関する読替え)

第七十七条 法第三十二条第二項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

(新設)

(新設)

(計算書類等の閲覧等に関する読替え)

第七十七条 法第三十二条第二項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第二百八十二条第三項		親会社	親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ）
子会社ニ	請求（子会社が有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第二十八条第一項ノ定款又ハ社員名簿ニ係ル請求）	子法人（同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ）

（親法人の投資主に関する読替え）

第七十八条 法第百三十八条第五項の規定において親法人の投資主について商法第二百九十三条ノ八の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百八十二条第三項		親会社	親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ）
子会社ノ	書類（子会社が有限会社ナルトキハ有限会社法第四十三条ノ二第一項ニ掲グル書類）	子法人（同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ）	子法人（同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ）

（親法人の投資主に関する読替え）

第七十八条 法第百三十八条第四項の規定において親法人の投資主について商法第二百九十三条ノ八の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(投資主の帳簿閲覧等に係る電磁的方法の規定の準用)

第七十八条の二 第六十五条の二の規定は、法第三十八条第三項において法第九十条第三項の規定を準用する場合について準用する。
 この場合において、第六十五条の二中「監督役員」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(計算に関する読替え)

第七十九条 法第三十九条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百九十四条ノ二第四項	規定(子会社ガ有限会社ナルトキハ其ノ子会社ニ付テハ有限会社法第三十一条第一項並ニ同条第二項	規定

(新設)

(計算に関する読替え)

第七十九条 法第三十九条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百九十四条ノ二第四項	規定(子会社ガ有限会社ナルトキハ其ノ子会社ニ付テハ有限会社法第三十一条第一項並ニ同条第二項	規定

<p>第二百九十四条ノ 二第四項において 準用する第二百六 十七条第三項、第 四項及び第六項、</p>	<p>株主</p>	<p>株主總會</p>	<p>ノ属スル營業年度ノ 決算期ニ関スル定時 總會ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ</p>	<p>株主總會</p>	<p>投資主總會</p>	<p>ヨリ一年間ハ</p>	<p>ニ於テ準用スル第二 百六十七条第二項乃 至第七項及第二百六 十八条乃至第二百六 十八条ノ三ノ規定</p>	<p>第二百九十四条ノ 二第四項において 準用する第二百六 十七条第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
								<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>第二百九十四条ノ 二第四項において 準用する第二百六 十七条第二項、第 三項及び第五項、</p>	<p>株主</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ニ於テ準用スル第二 百六十七条第二項乃 至第六項及第二百六 十八条乃至第二百六 十八条ノ三ノ規定</p>	<p>第二百九十四条ノ 二第四項において 準用する第二百六 十七条第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
							<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

第二百六十八條第
二項及び第三項、
第二百六十八條ノ
二並びに第二百六
十八條ノ三第一項

(特定の投資主に対する利益の返還を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第七十九條の二 第五十九條の二第一項及び第二項の規定は、法第百三十九條第一項において商法第二百九十四條ノ二第四項において準用する同法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九條の二第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(投資法人債申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

第八十條の二 第五十八條の二の規定は、法第百三十九條の四第五項において商法第七十五條第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十八條の二中「設立企画人」とあるのは「執行役員」と、「投資口の申込みをしようとする者」とあるのは「投資法人債の申込みをしようとする者」と読み替えるものとする。

第二百六十八條第
二項及び第三項、
第二百六十八條ノ
二並びに第二百六
十八條ノ三第一項

(新設)

(新設)

〔投資法人債申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用〕

第八十条の三 第五十八条の三の規定は、法第三百三十九条の四第五項において商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十八条の三中「投資口の申込みをしようとする者」とあるのは「投資法人債の申込みをしようとする者」と、「設立企画人」とあるのは「執行役員」と読み替えるものとする。

（投資法人債に関する読替え）

第八十二条（略）

2（略）

3 法第三百三十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会について商法第三百三条、第三百六条、第三百七条、第三百二十一条、第三百二十一条ノ三及び第三百二十九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

（新設）

（投資法人債に関する読替え）

第八十二条（略）

2（略）

3 法第三百三十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会について商法第三百三条及び第三百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

<p>第三百三条、第三百六条第二項及び第三百十七條</p>	<p>取締役</p>	<p>執行役員</p>
<p>第三百十七條第二項において準用する第三十三條ノ二</p>	<p>法務省令</p>	<p>内閣府令</p>
<p>第三百二十條第四項において準用する第二百四條ノ二第三項</p>	<p>ノ属スル營業年度ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ</p>	<p>ヨリ一年間ハ</p>
<p>第三百二十一條ノ三第一項</p>	<p>取締役會</p>	<p>役員會</p>
<p>第三百二十一條ノ三第二項において準用する第二百四條ノ二第三項、第三百二十九條第一項において準用す</p>	<p>ノ属スル營業年度ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ</p>	<p>ヨリ一年間ハ</p>

<p>第三百三条及び第三百六條第二項</p>	<p>取締役</p>	<p>執行役員</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>第三百三十九条第四項において準用する第三十三条ノ二</p>	<p>法務省令</p>	<p>内閣府令</p>
----------------------------------	-------------	-------------

4 (略)

(投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催告等に係る電磁的方法の規定の準用)

第八十二条の二 第六十二条の二第一項及び第二項の規定は、法第三百三十九条の六第一項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十二条の二

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
-------------	-------------	-------------

4 (略)

(新設)

第一項及び第二項中「投資主」とあるのは、「投資法人債の応募者又は投資法人債権者」と読み替えるものとする。

2 第五十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第百三十九条の六第一項において商法第百二十条第四項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合において準用する。この場合において、第五十九条の二第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資法人債権者」と読み替えるものとする。

(投資法人債権者集会における電磁的方法による議決権の行使に係る電磁的方法)

第八十二条の三 投資法人債権者は、法第百三十九条の六第一項において準用する商法第百二十一条ノ三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人債権者集会の招集者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た投資法人債権者は、当該投資法人債権者集会の招集者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資法人債権者集会の招集者に対し、法第百三十九条の六第一項において準用する商法第百二十一条ノ三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によ

(新設)

(新設)

(新設)

つてしてはならない。ただし、当該投資法人債権者集会の招集者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(投資法人債権者集会の招集の通知に係る電磁的方法及びその規定の準用)

第八十二条の四 投資法人債権者集会を招集する者は、法第三十九条の六第一項において準用する商法第三百二十二条第三項において準用する同法第二百三十二条第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人債権者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た投資法人債権者集会を招集する者は

、当該投資法人債権者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があつたときは、当該投資法人債権者に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資法人債権者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第三十九条の六第一項において商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(投資法人債権者集会における代理権を証する書面の差出に係る電

(新設)

(新設)

(新設)

磁的方法の規定の準用)

第八十二条の五 第六十七条の二の規定は、法第三百三十九条の六第一項において商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十七条の二中「投資主又はその代理人」とあるのは、「投資法人債権者」と読み替えるものとする。

(投資法人債に関する法令の適用)

第八十三条 法第三百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。)及び担保附社債信託法第四十一条第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手続等を定める政令(平成十四年政令 号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)、信託業法(大正十一年法律第六十五号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債申込証、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、

(新設)

(投資法人債に関する法令の適用)

第八十三条 法第三百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。)及び信託法(大正十一年法律第六十二号)、信託業法(大正十一年法律第六十五号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債申込証、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、

社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。
 この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同
 表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替える
 ものとする。

		(略)	読み替える法令の 規定
	担信法第二十二條 第一項	(略)	読み替えられる字句
	担信法第二十二條 第二項	商法第三百一條第二 項及第三項ニ掲ゲタ ルモノ	読み替える字句
	商法第三百一條第二 項第三号乃至第八号 、第十号及第十五号	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九條の四第二項 ニ掲ゲタルモノ	読み替える字句
	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九條の四第二項 第四号乃至第七号及 第十一号乃至第十四 号		

それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

		(略)	読み替える法令の 規定
	担信法第二十二條 第一項	(略)	読み替えられる字句
	担信法第二十二條 第二項	商法第三百一條第二 項及第三項、第三百 四十一條ノ三並ニ第 三百四十一條ノ十二 ニ掲ゲタルモノ	読み替える字句
	商法第三百一條第二 項第三号乃至第八号 、第十号及第十五号 、第三百四十一條ノ 三並ニ第三百四十一 條ノ十二	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九條の四第二項 ニ掲ゲタルモノ	読み替える字句
	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 二十九條の六第二項 第四号乃至第七号及 第十一号乃至第十四 号		

(略)	担信法第四十一条 第三項	担信法第四十条第 一項	担信法第三十五条	商法第三百六条第二 項又八第三百四十一 条ノ八第二項各号ニ 掲ゲタルモノ	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九条の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百六条第二項ニ 掲ゲタルモノ
(略)	商法第三百十七條第 二項	商法第三百十七條又 ハ第三百四十一條ノ 九ニ掲ゲタルモノ	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九条の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百十七條ニ掲ゲ タルモノ	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九條の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百六條第二項ニ 掲ゲタルモノ	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九條の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百十七條第二項 ニ於テ準用スル商法 第三百十七條第二項
(略)	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九條の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百十七條第二項				

(略)	(新設)	担信法第四十条第 一項	担信法第三十五条	商法第三百六条第二 項、第三百四十一条 ノ三及第三百四十一 条ノ十二ニ掲ゲタル モノ	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九条の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百六条第二項ニ 掲ゲタルモノ
(略)	(新設)	商法第三百十七條、 第三百四十一條ノ三 及第三百四十一條ノ 十二ニ掲ゲタルモノ	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九條の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百十七條ニ掲ゲ タルモノ	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九條の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百六條第二項ニ 掲ゲタルモノ	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九條の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百十七條第二項 ニ於テ準用スル商法 第三百十七條第二項
(略)	(新設)				

(略)	担信法第六十一条 第三項	(略)	担信法第五十九条 第二項
(略)	商法第三百三十九条 第二項及第六項	(略)	商法第三百二十条第 三項及第七項(同法 第三百二十一条第三 項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム)並ニ第三 百二十二条第一項及 第二項
(略)	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九条の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百三十九条第二 項及第六項	(略)	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九条の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百二十条第三項 及第七項(同法第三 百二十一条第三項ニ 於テ準用スル場合ヲ 含ム)並ニ第三百二 十二条第一項及第二 項

(略)	担信法第六十一条 第三項	(略)	担信法第五十九条 第二項
(略)	商法第三百三十九条 第二項及第四項	(略)	商法第三百二十条第 三項及第六項(同法 第三百二十一条第三 項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム)並ニ第三 百二十二条第一項及 第二項
(略)	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九条の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百三十九条第二 項及第四項	(略)	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九条の六第一項 ニ於テ準用スル商法 第三百二十条第三項 及第六項(同法第三 百二十一条第三項ニ 於テ準用スル場合ヲ 含ム)並ニ第三百二 十二条第一項及第二 項

社債等登録法施行 令第六十二条	商法（明治三十二年 法律第四十八号）第 三百二十条第六項及 第三百二十一条第二 項	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九条の六第一項 ニ於テ準用スル商法 （明治三十二年法律 第四十八号）第三百 二十条第六項及第三 百二十一条第二項
--------------------	---	---

（投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え）
第八十四条 法第四百十一条第一項の規定において規約を変更して投
資口の払戻しの請求に応じないこととする場合について商法第三百
四十九条の規定を準用する場合における当該規定（当該規定におい
て準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表の
とおりとする。

読み替える商法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十九条第 一項	（略）	（略）

社債等登録法施行 令第六十二条	商法（明治三十二年 法律第四十八号）第 三百二十条第五項及 第三百二十一条第二 項	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 三十九条の六第一項 ニ於テ準用スル商法 （明治三十二年法律 第四十八号）第三百 二十条第五項及第三 百二十一条第二項
--------------------	---	---

（投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え）
第八十四条 法第四百十一条第一項の規定において規約を変更して投
資口の払戻しの請求に応じないこととする場合について商法第三百
四十九条の規定を準用する場合における当該規定（当該規定におい
て準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表の
とおりとする。

読み替える商法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十九条第 一項	（略）	（略）

第三百四十九条第	(略)	第三百四十九条第 二項において準用 する第二百四十五 条ノ二第二項にお いて準用する第二 百四条ノ二第三項 及び第三百四十九 条第二項において 準用する第二百四 十五条ノ三第二項 において準用する 第二百四条ノ二第 三項			
株券	(略)		ノ属スル営業年度ノ 決算期ニ関スル定時 總會ノ終結ニ至ル迄 ノ間ハ	(略)	(略)
投資証券	(略)		ヨリ一年間ハ	(略)	(略)

第三百四十九条第	(略)		(新設)		
株券	(略)		(新設)	(略)	(略)
投資証券	(略)		(新設)	(略)	(略)

二項において準用
する第二百四十五
条ノ三第六項

(投資主による規約の変更に対する反対の通知に係る電磁的方法の
規定の準用)

第八十四条の二 第五十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第百
四十一条第一項において商法第三百四十九条第二項において準用す
る同法第二百四十五条ノ二第二項及び第二百四十五条ノ三第二項に
おいて準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合に
ついて準用する。この場合において、第五十九条の二第一項及び第
二項中「投資口の引き受けをした者」とあるのは、「投資主」と読
み替えるものとする。

(簡易合併の通知に係る電磁的方法の規定の準用)

第八十六条の二 第七十六条の三の規定は、法第百四十九条第四項に
おいて法第百三十一条第三項の規定を準用する場合について準用す
る。この場合において、第七十六条の三中「執行役員」とあるのは
、「存続法人」と読み替えるものとする。

(合併に関する読替え)

第八十七条 法第百五十條第一項の規定において投資法人について商

二項において準用
する第二百四十五
条ノ三第五項

(新設)

(新設)

(合併に関する読替え)

第八十七条 法第百五十條第一項の規定において投資法人について商

法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百八条ノ二第 一項	第四百八条ノ二第 一項	（略）	（略）	（略）	第四百八条第一項	（略）	読み替える商法の 規定
							読み替えられる字句
法務省令	（略）	（略）	（略）	（略）	株主総会	（略）	取縮役
							読み替える字句
内閣府令	（略）	（略）	（略）	（略）	投資主総会	（略）	執行役員
							読み替える字句

法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）	第四百八条ノ二第 一項	（略）	（略）	（略）	第四百八条第一項	（略）	読み替える商法の 規定
							読み替えられる字句
（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）	株主総会	（略）	（新設）
							読み替える字句
（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）	投資主総会	（略）	（新設）
							読み替える字句

二項において準用する第三十三条ノ二第一項	第四百八条ノ二第三項	(略)	第四百八条ノ三第二項において準用する第二百四十五条ノ三第一項	第四百八条ノ三第二項において準用する第二百四十五条ノ二において準用する第二百四十四条
	株主	(略)	(略)	(略)
	投資主	(略)	(略)	(略)
ノ属スル営業年度ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ	ヨリ一年間ハ			

	第四百八条ノ二第三項	(略)	第四百八条ノ三第二項において準用する第二百四十五条ノ三第一項	(新設)
	株主	(略)	(略)	(略)
	投資主	(略)	(略)	(略)
				(新設)

			<p>3 法第五十条第一項の規定において執行役員について商法第四百十四條ノ二の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ノ二第三項及び第四百八條ノ三第二項において準用する第二百四十五條ノ三において準用する第二百四條ノ二第三項</p>	<p>株券</p>	<p>投資証券</p>	<p>第四百八條ノ三第二項において準用する第二百四十五條ノ三第三項</p>
--	--	--	---	--------------	------------	------------	---	-----------	-------------	---------------------------------------

			<p>3 法第五十条第一項の規定において執行役員について商法第四百十四條ノ二の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第四百八條ノ三第二項において準用する第二百四十五條ノ三第五項</p>	<p>株券</p>	<p>投資証券</p>	<p>第四百八條ノ三第二項において準用する第二百四十五條ノ三第五項</p>
--	--	--	---	--------------	------------	------------	---------------------------------------	-----------	-------------	---------------------------------------

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百十四条ノ二 第二項において準 用する第四百八条 ノ二第三項	株主 法務省令	投資主 内閣府令

(投資主による合併に対する反対の通知等に係る電磁的方法の規定の準用)

第八十七条の二 第五十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第五十条において商法第四百八条ノ三第二項において準用する同法第二百四十五条ノ二第二項及び第二百四十五条ノ三第二項において準用する同法第二百四十四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

2 第七十六条の三の規定は、法第六十一条第二項において法第三十一条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七十六条の三中「執行役員」とあるのは、「清算執行

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百十四条ノ二 第二項において準 用する第四百八条 ノ二第二項	株主	投資主

(新設)

(新設)

人」と読み替えるものとする。

(清算に関する読替え)

第八十八条 (略)

2 (略)

3 法第六十三条第一項の規定において清算監督人について法の規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十条第二項及び第三項	執行役員	清算執行人
(略)	(略)	(略)

4～7 (略)

(清算監督人による投資主総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

第八十八条の二 第六十五条の二の規定は、法第六十三条第一項に

(清算に関する読替え)

第八十八条 (略)

2 (略)

3 法第六十三条第一項の規定において清算監督人について法の規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十条第二項	執行役員	清算執行人
(略)	(略)	(略)

4～7 (略)

(新設)

において法第九十条第三項の規定を準用する場合について準用する。
 この場合において、第六十五条の二中「監督役員」とあるのは「清算監督人」と、「執行役員」とあるのは「清算執行人」と読み替えるものとする。

2 第五十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第六十三條第一項において法第九十四条第一項において準用する商法第二百三十二條ノ二第三項、第二百三十七條第二項及び第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項を準用する場合並びに法第六十三條第一項において法第一百條において準用する商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九條の二第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の規定の読替え)
 第九十三条 法第八十五条第一項の規定において投資法人について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

(新設)

(非訟事件手続法の規定の読替え)
 第九十三条 法第八十五条第一項の規定において投資法人について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

第二百二十六条第一項

商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第六項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及ビ第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第五百十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二	投資信託及び投資法人に関する法律第四十四条ニ於テ準用スル商法第五十八条ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第九十九條第一項又ハ第六十三條第一項ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十一條第一項ニ於テ準用スル商法第三百四十九條第二項又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第五百十條第一項ニ於テ準用スル商法第四百八條ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五條ノ三第
---	--

第二百二十六条第一項

商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及ビ第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第五百十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二	投資信託及び投資法人に関する法律第四十四条ニ於テ準用スル商法第五十八条ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第九十九條第一項又ハ第六十三條第一項ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十一條第一項ニ於テ準用スル商法第三百四十九條第二項又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第五百十條第一項ニ於テ準用スル商法第四百八條ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五條ノ三第
---	--

	<p>百三十七条ノ二、第 二百六十条ノ四第六 項、第二百八十條ノ 八第一項、第二百九 十一条第二項、第二 百九十三条ノ八第一 項及び第二百九十四 条、有限会社法（昭 和十三年法律第七十 四号）第八条第一項 但書、第十二条ノ二 第一項、第二十八条 ノ二第一項、第四十 四条ノ三、第四十五 条及び第五十二条ノ 三第一項並ニ株券等 の保管及び振替に関 する法律（昭和五十 九年法律第三十号） 第三十二条第八項</p>	<p>四項ノ規定及び投資 信託及び投資法人に 関する法律第二百十 三条第一項ニ於テ準 用スル商法第二百八 十条ノ十八第二項ノ 規定</p>
	<p>百三十七条ノ二、第 二百六十条ノ四第四 項、第二百八十條ノ 八第一項、第二百九 十一条第二項、第二 百九十三条ノ八第一 項及び第二百九十四 条、有限会社法（昭 和十三年法律第七十 四号）第八条第一項 但書、第十二条ノ二 第一項、第二十八条 ノ二第一項、第四十 四条ノ三、第四十五 条及び第五十二条ノ 三第一項並ニ株券等 の保管及び振替に関 する法律（昭和五十 九年法律第三十号） 第三十二条第七項</p>	<p>三項ノ規定及び投資 信託及び投資法人に 関する法律第二百十 三条第一項ニ於テ準 用スル商法第二百八 十条ノ十八第二項ノ 規定</p>

(略)	(略)	(略)
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>商法第二百四十五条 ノ三第四項(同法第 二百四十五条ノ第五 項、第三百四十九 条第二項、第三百五 十五条第二項(同法 第三百七十一条第二 項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム)、第三百 五十八条第七項、第 三百七十四条ノ第三 二項(同法第三百七 十四条ノ三十一第三 項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム)、第三百 七十四条ノ二十三第 七項、第四百八条ノ 三第二項及ビ第四百 十三条ノ三第七項ニ 於テ準用スル場合ヲ 含ム)</p>	<p>投資信託及び投資法 人に関する法律第百 四十一条ニ於テ準用 スル商法第三百四十 九条第二項ニ於テ準 用スル同法第二百四 十五条ノ三第三項ノ 規定及ビ投資信託及 び投資法人に関する 法律第百五十条第一 項ニ於テ準用スル商 法第四百八条ノ第三 二項ニ於テ準用スル 同法第二百四十五条 ノ三第四項</p>
(略)	(略)	(略)
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>商法第二百四十五条 ノ三第三項(同法第 二百四十五条ノ第五 項、第三百四十九 条第二項、第三百五 十五条第二項(同法 第三百七十一条第二 項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム)、第三百 五十八条第七項、第 三百七十四条ノ第三 二項(同法第三百七 十四条ノ三十一第三 項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム)、第三百 七十四条ノ二十三第 七項、第四百八条ノ 三第二項及ビ第四百 十三条ノ三第七項ニ 於テ準用スル場合ヲ 含ム)</p>	<p>投資信託及び投資法 人に関する法律第百 四十一条ニ於テ準用 スル商法第三百四十 九条第二項ニ於テ準 用スル同法第二百四 十五条ノ三第三項ノ 規定及ビ投資信託及 び投資法人に関する 法律第百五十条第一 項ニ於テ準用スル商 法第四百八条ノ第三 二項ニ於テ準用スル 同法第二百四十五条 ノ三第三項</p>

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2
(略)

(投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等
に關し証券取引法を準用する場合の読替え)

第九十九条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等又は特
定投資信託委託業者等について証券取引法第三十三条、第四十一
条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二
条の二第一項及び第三項、第四十三条並びに第四十五条の規定を準
用する場合におけるこれらの規定(当該規定において準用する同法
の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取 引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十五条	親法人等又は子法人 等と有価証券の売買	利害関係者(設立企 画人たる法人の親会

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2
(略)

(投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等
に關し証券取引法を準用する場合の読替え)

第九十九条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等又は特
定投資信託委託業者等について証券取引法第三十三条、第四十一
条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二
条の二第一項及び第三項、第四十三条並びに第四十五条の規定を準
用する場合におけるこれらの規定(当該規定において準用する同法
の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取 引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十五条	親法人等又は子法人 等と有価証券の売買	利害関係者(設立企 画人たる法人の親会

その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引

社（当該設立企画人の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有している株式会社又は有限会社をいう。）若しくは子会社（当該設立企画人が総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社又は有限会社をいう。）又は投資

その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引

社（当該設立企画人の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する株式会社又は有限会社をいう。）若しくは子会社（当該設立企画人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を發行し、又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。）又は投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等で

2 (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<p>信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。） と投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p>

(法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産)
 第百条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、
 不動産(法第八条第四項第三号に規定する不動産をいう。次条において同じ。)とする。

2 (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<p>ある法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。） と投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p>

(法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産)
 第百条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、
 不動産(法第八条第三項第三号に規定する不動産をいう。次条において同じ。)とする。

(関係行政機関の長との協議等)

第百一条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産
に關し定められる次に掲げるものとする。

一 法第八條第四項第四号の内閣府令

二 二十 (略)

2 7 (略)

(関係行政機関の長との協議等)

第百一条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産
に關し定められる次に掲げるものとする。

一 法第八條第三項第四号の内閣府令

二 二十 (略)

2 7 (略)